

## 地方税財源充実確保全国大会の開催（地方六団体）

全国知事会をはじめ地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会は、11月21日（木）、全国都市会館2階大ホールにおいて、「地方税財源充実確保全国大会」を開催しました。

大会では、主催者を代表して土屋義彦全国知事会会長の挨拶に続き、特別来賓の若松総務副大臣、衆参の両総務委員長から挨拶をいただいた後、「地方税財源充実確保に関する決議」を満場一致で採択しました。大会には、地方公共団体の首長、議長、来賓の国会議員、総務省幹部等約800人が出席しました。

大会終了後、土屋会長をはじめとする地方六団体代表は、小泉内閣総理大臣、福田官房長官、古川、上野両官房副長官、片山総務大臣、自由民主党三役等関係要路に対し、大会決議の実現方を目指し直ちに実行運動を行うとともに、他の参加者は都道府県ごとに地元選出国会議員等に対し要請活動を行いました。

なお、大会関係資料を次のとおり添付します。

（資料1）次第

（資料2）「地方税財源充実確保全国大会 - 自主・自立に向けた税財源確保を目指して -」（大会スローガン）

（資料3）地方税財源充実確保に関する決議

（資料4）参考資料

（資料5）主催者代表（土屋全国知事会会長）挨拶要旨

(資料1)

## 地方税財源充実確保全国大会次第

平成14年11月21日(木)10時~  
全国都市会館2階大ホール

- 1 開 会
- 2 主催者代表あいさつ
- 3 議 長 選 出
- 4 決 意 表 明
- 5 来賓あいさつ
- 6 来 賓 紹 介
- 7 激励電報披露
- 8 決 議 採 択
- 9 実行運動方法の提案
- 10 閉会あいさつ

# 地方税財源充実確保全国大会

― 自主自立に向けた税財源確保を目指して ―

(資料2)

- ― 税源移譲なき国庫補助負担金の一方的廃止・縮減反対
- ― 地方交付税制度の財源保障機能の堅持と所要総額の確保
- ― 外形標準課税の平成十五年導入
- ― 固定資産税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、事業所税、特別土地保有税の堅持
- ― 道路財源の確保、高速自動車国道の早期整備の推進
- ― 公営企業金融公庫の仕組みの堅持
- ― 医療保険制度の抜本改革、介護保険制度の安定的運営の確保

地方自治確立対策協議会

全 国 知 事 会  
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会  
全 国 市 議 会 議 長 会  
全 国 市 議 会 議 長 会  
全 国 市 議 会 議 長 会  
全 国 町 村 議 会 議 長 会  
全 国 町 村 議 会 議 長 会

(資料3)

## 地方税財源充実確保に関する決議

平成14年11月21日

地方自治確立対策協議会

## 地方税財源充実確保に関する決議

地方財政は、これまでの景気低迷による大幅な税収減や累次の景気対策に伴い、巨額の財源不足と膨大な借入金残高を抱え、危機的な状況にある。

こうした中、先般、地方分権改革推進会議は、内閣総理大臣に対し、国庫補助負担金の廃止・縮減に関して意見を提出したところであるが、地方六団体が従前から要望してきた、税源移譲を含む税源配分の在り方の検討を同時に行う視点が取り入れられていないことは、誠に遺憾である。

特に、義務教育費国庫負担制度の見直しについては、地方財政に与える影響も甚大であるにもかかわらず、税源移譲による財源措置も明確に示されておらず、到底受け容れることはできない。

政府においては、平成15年度の国の予算編成に当たって、予算編成上の都合等により、歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施し、単なる地方への負担転嫁なることのないようにすべきであり、税源移譲等による税財源措置を同時に行うべきである。

我々地方公共団体としては、財政の健全化を図るため、自ら徹底した行財政改革に積極的に取り組んでいるが、地方分権を一層推進し、自主・自立的な地方行財政運営を確保するためには、税源移譲の早期実現により地方税源の拡充強化を図るとともに、地方公共団体間の財政力格差の是正と安定的な財政運営を確保する上から、地方交付税制度を堅持し、その所要総額を安定的に確保することが喫緊の課題である。

以上のことから、平成15年度の予算編成・地方財政対策等に当たっては、地方税財源の充実確保を図り、安定した地方行財政運営の確保に万全の措置を講じられることが必要である。

よって、ここに全国の地方公共団体は総力を結集し、次の事項について、その実現を期するものである。

一 地方税財源については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を極力縮小する方向で、国から地方への税源移譲の早期実現により、地方税源の拡充強化を図るとともに、国庫補助負担金の廃止・縮減を行うに当たっては、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方の見直しを三位一体で同時に行うこと。

特に、負担対象経費の見直しを始め義務教育費国庫負担制度の見直しは、歳出削減不可能な重要な義務的経費に係るものであり、地方財政に与える影響は甚大である。国の予算編成上の都合等によって、国の歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施することは、単なる地方への負担転嫁となることから、断固反対であること。

一 地方交付税については、国から地方への税源移譲が行われても、地方公共団体間の財政力格差の是正と安定的な財政運営を確保する必要があることから、財政調整機能及び財源保障機能を果たす地方交付税制度を堅持するとともに、その所要総額を確保すること。

一 法人事業税への外形標準課税の導入は、薄く広く公平に、受益に応じた負担を求めるものであり、地方分権を支える基幹税の安定化とひいては経済の活性化を図るため、中小法人の税負担に配慮しつつ、平成15年度の税制改正において導入を図ること。

一 固定資産税については、市町村の基幹税目であることから、負担水準の上限である70%を堅持するとともに、その安定的確保を図ること。また、不動産取得税、事業所税及び特別土地保有税は、地方公共団体の貴重な財源となっているだけでなく、

土地の流動化に向けての税制上の措置は既にとられていること等から、現行制度を堅持すること。

一 ゴルフ場利用税については、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等、地方公共団体の各種行政サービスをゴルフ場利用者が享受していること、また、同税がこれらサービスを提供する上において地方公共団体の貴重な財源になっていること等から、現行制度を堅持すること。

一 道路特定財源については、道路が果たす役割、整備が遅れている地方道の現況を踏まえ、地方における道路整備財源の充実を図る視点に立って検討し、現行税率を堅持する等必要な財源の充実確保を図ること。

高速自動車国道の整備については、建設計画の決定の経緯等を踏まえるとともに、地域住民の早期完成への期待及び計画の見直しが地域に及ぼす影響等を考慮し、地方に新たな負担を求めることなく、国の責任において早期推進を図ること。

一 地方公共団体が公共料金の抑制や財政負担の軽減を図りつつ社会資本整備を進める上で、民間金融機関において対応困難な長期低利の資金を、民間金融市場からの資金調達を通じて地方公共団体に供給する公営企業金融公庫の仕組みを堅持すること。

一 将来にわたり、給付と負担の公平を図り、安定した保険運営の下で国民医療を確保するため、医療保険制度の一本化を実現すること。また、当面、国保財政の健全化のため、国の責任と負担において十分な措置を講ずること。

介護保険制度については、次期保険事業計画の改定作業が進められているところであり、一層の介護サービス基盤の整備と質の向上を図るとともに、制度の安定的運営を確保すること。

以上、決議する。

平成14年11月21日

地方自治確立対策協議会  
全国知事会  
全国都道府県議会議長会  
全国市長会  
全国市議会議長会  
全国町村会  
全国町村議会議長会

地方税財源充実確保全国大会  
地方税財源充実確保に関する決議

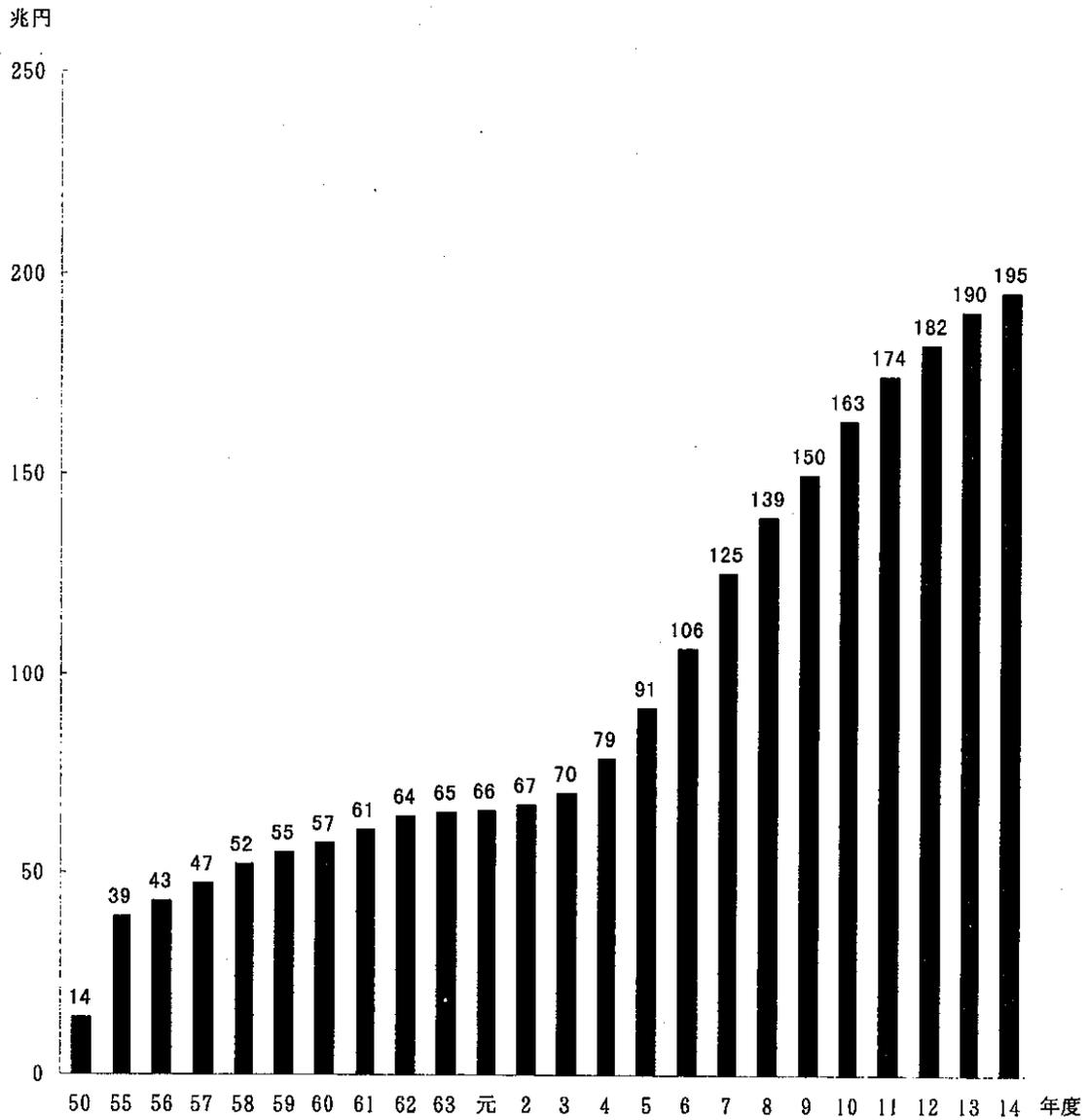
参 考 資 料

平成14年11月21日  
地方自治確立対策協議会

# 1 地方財政の現状

－地方財政は危機的な状況－

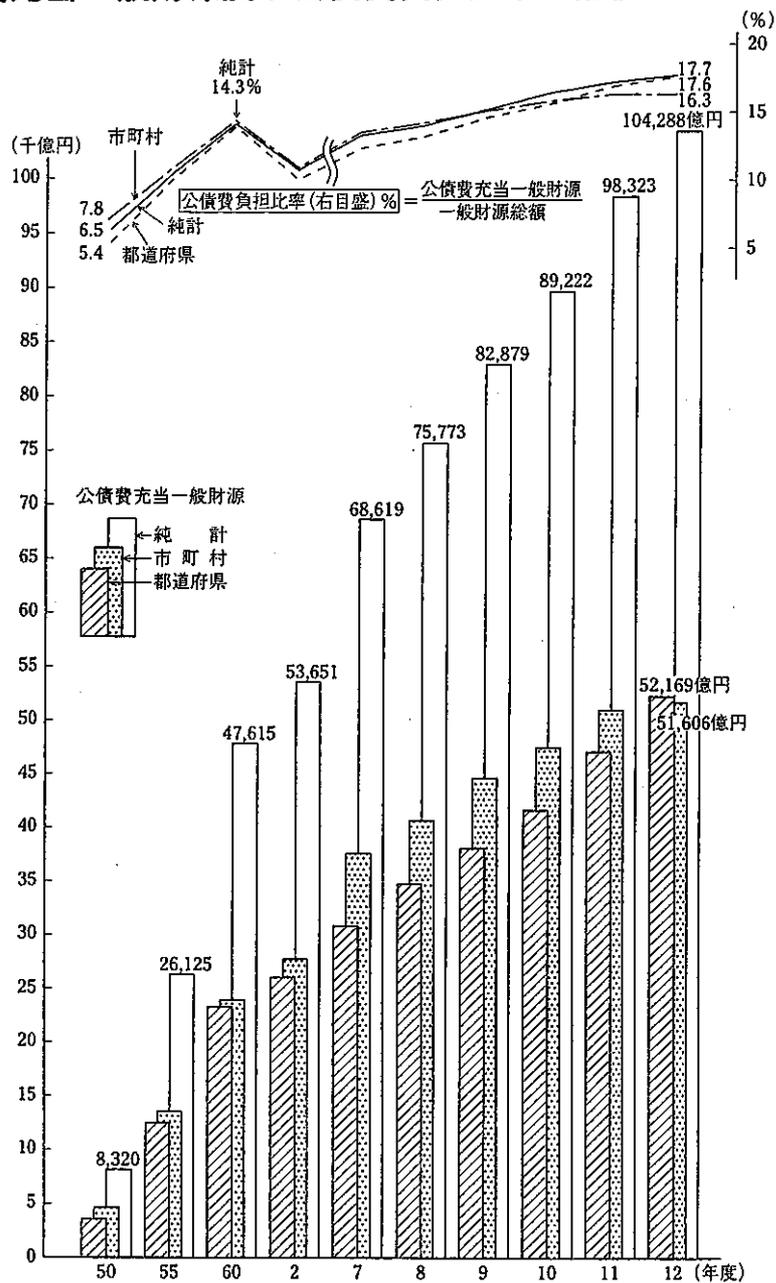
## (1)多額の借入金残高



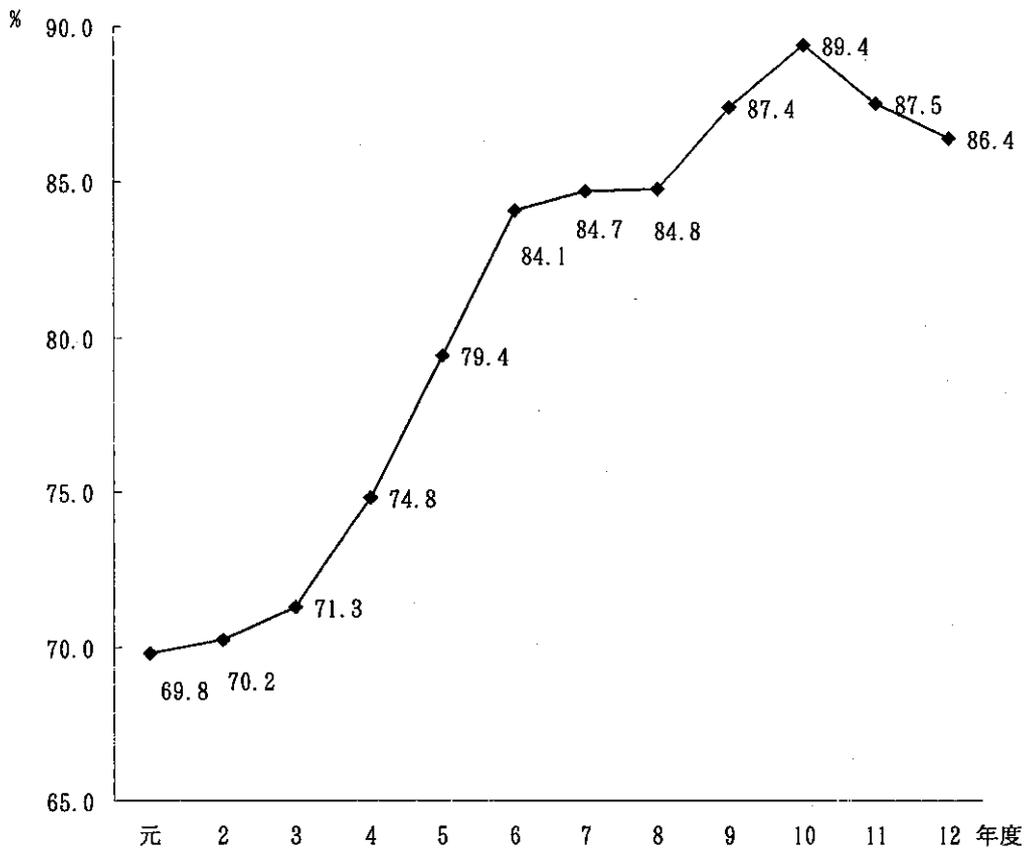
(注) 平成14年度の数值は当初ベースの見込値である。

(2) 個別団体の財政硬直化

○公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移



### ○経常収支比率の推移



(注) 経常収支比率 (%) = (経常経費充当一般財源の額 / 経常一般財源総額) × 100

## 2 義務教育費国庫負担制度の見直し

義務教育費国庫負担対象経費の見直しとして、「共済費長期給付、退職手当等に係る経費」を国庫負担対象経費から除外

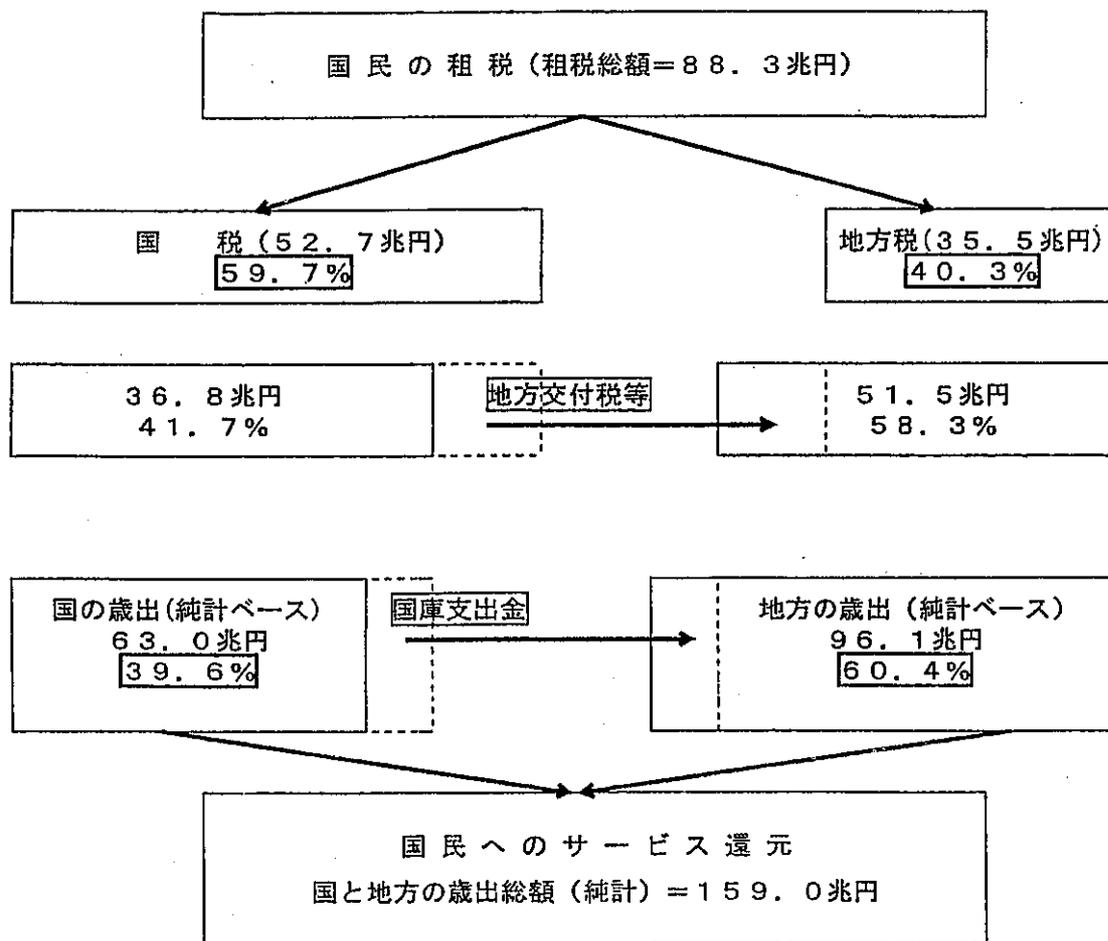
このことは、職員の高齢化と団塊世代の退職時期の到来により、将来大幅に所要経費の増加が予測されることから、地方財政に与える影響は甚大。

平成14年度の上記対象経費は、4,900億円

10年後 約2倍(9,800億円)

### 3 地方税関係

#### (1) 国・地方間の財源配分 (平成12年度)

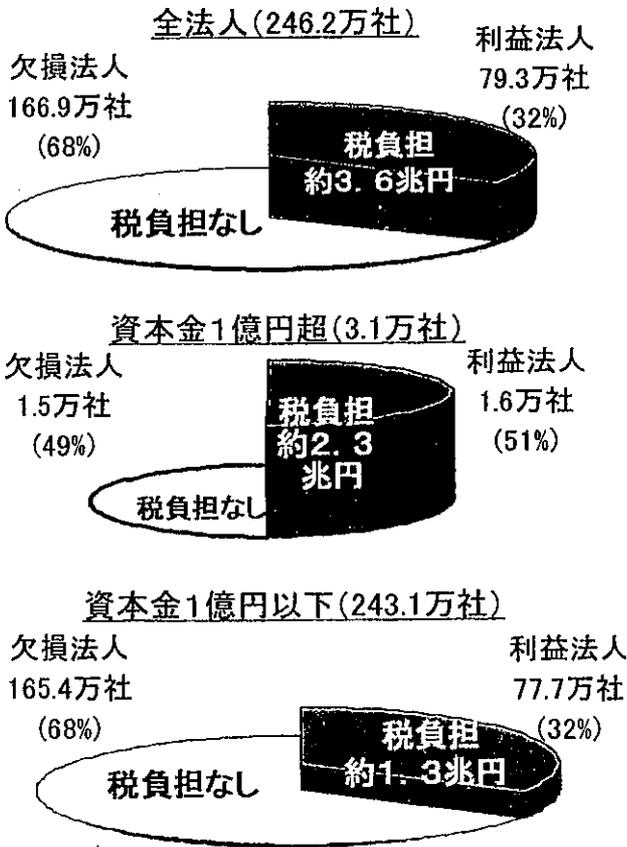


(2) 外形標準課税の平成15年度導入

## 法人事業税の改革の趣旨

- ①事業規模に応じて薄く広く公平に  
 .....【税負担の公平性の確保】
- ②受益に応じた負担を求める税に  
 .....【応益課税としての税の性格の明確化】
- ③安定的な行政サービスの提供のために  
 .....【地方分権を支える基幹税の安定化】
- ④努力した企業が報われる税制に  
 .....【経済の活性化、経済構造改革の促進】

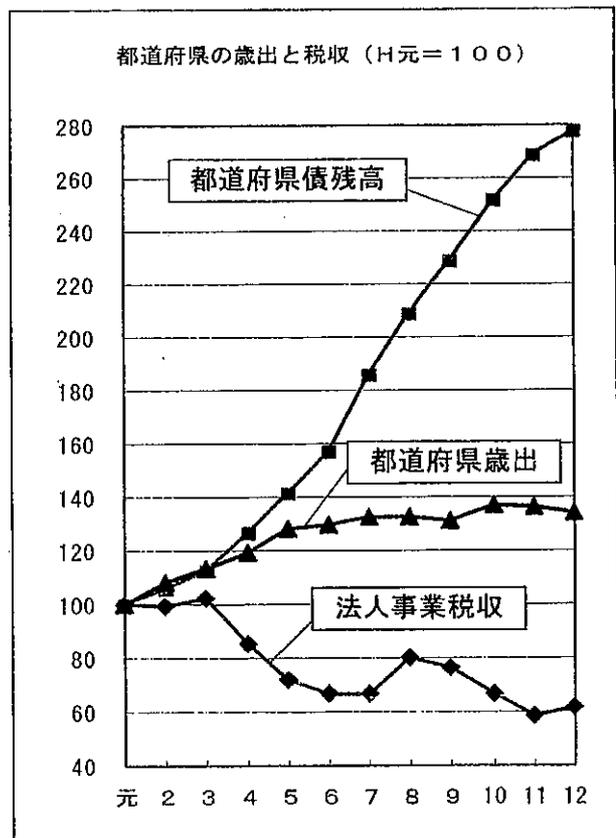
○ 7割の法人は、行政サービスを受けながら、法人事業税を負担していません。



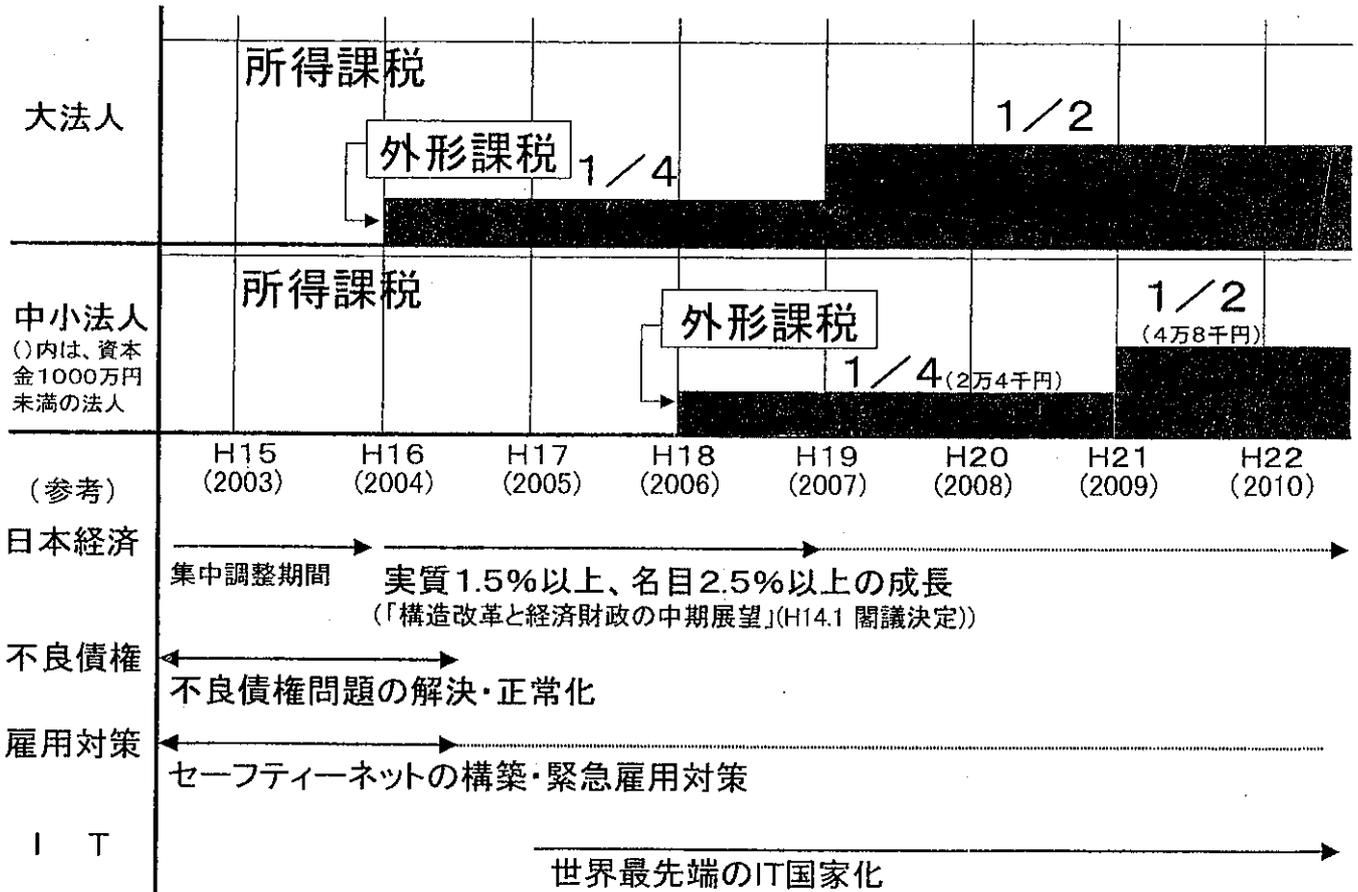
(平成12年度所得課税法人分)  
 ※ 法人数には、特別法人等は含まない。

○ 法人事業税収の減少とともに、都道府県財政も厳しい状況になっています。

(参考)平成元年度の法人事業税収を100とした場合、平成12年度は61.8。



## 外形標準課税の段階的な導入



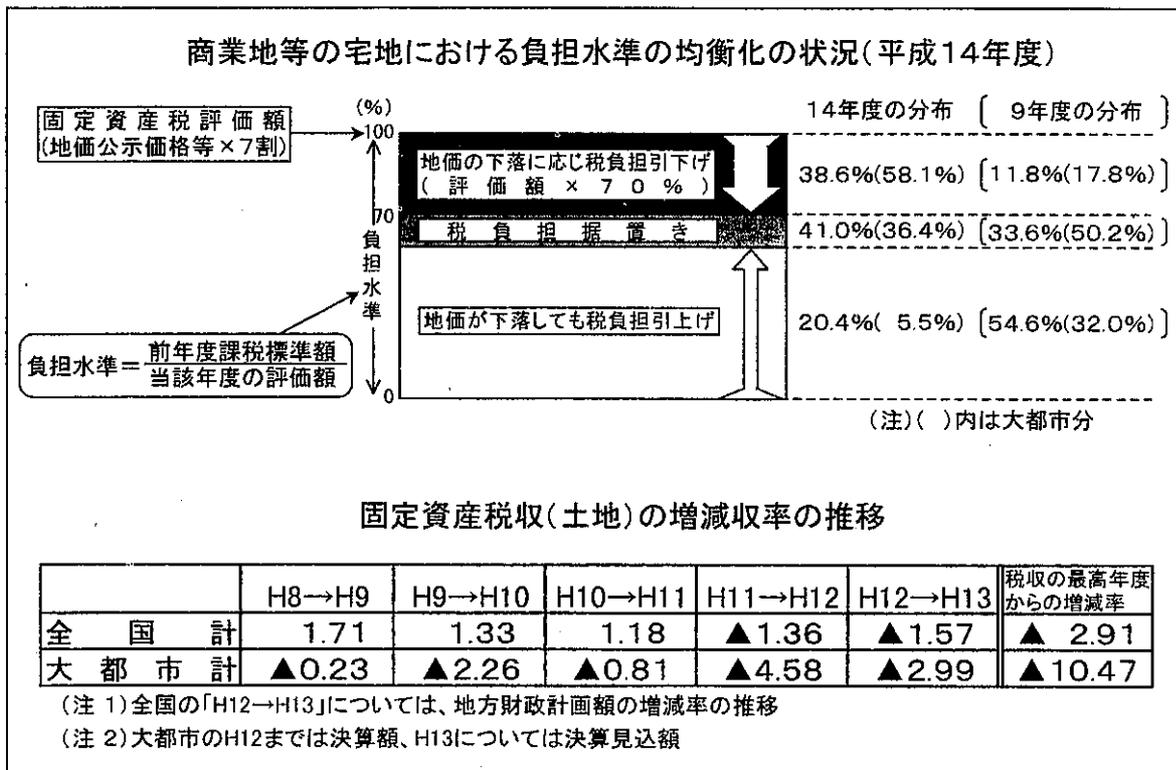
○ 固定資産税

- ・ 固定資産税は、住民に必要不可欠なサービス(福祉、救急、ごみ収集、中小企業対策等)を下支えしている。

市町村税収の約45%を占める基幹税

- ・ 土地分は、地価下落等の影響で大幅な税収減。

引下げ又は据置きとなっている土地の割合が増加しており、特に大都市の商業地等では今後地価下落が税収減に直結する。



- ・ 平成15年度の固定資産税収(都市計画税収を含む。)は、地価下落や建設物価の下落を的確に反映する評価替えを徹底する結果、約4,300億円の減収見込み。

- ・ 仮に70%から55%への引下げを行うと、さらなる減収額が3,000億円を超え、市町村財政に致命的打撃。

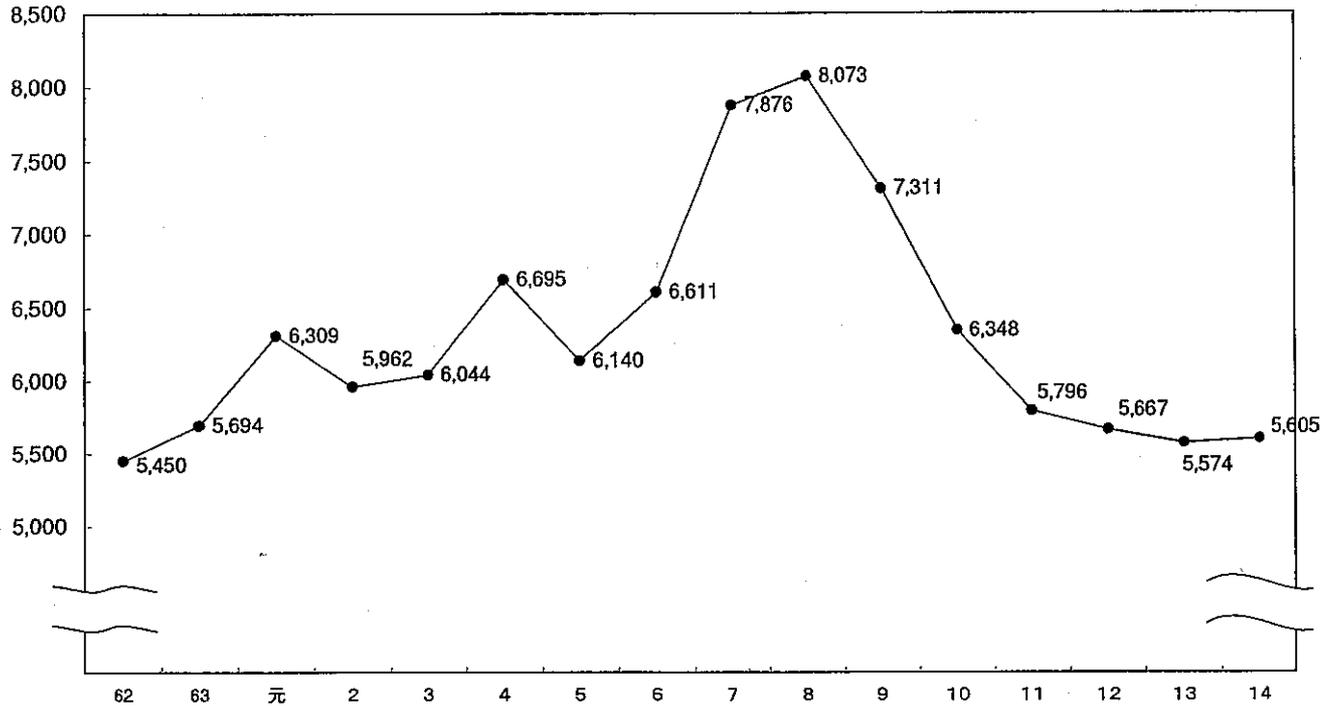
現行の課税標準額の上限(商業地等については評価額の70%)のままだも、地価下落等の影響で大幅な税収減。

それに加えての制度的減税は、市町村財政に致命的打撃となる。

○不動産取得税

不動産取得税収の推移

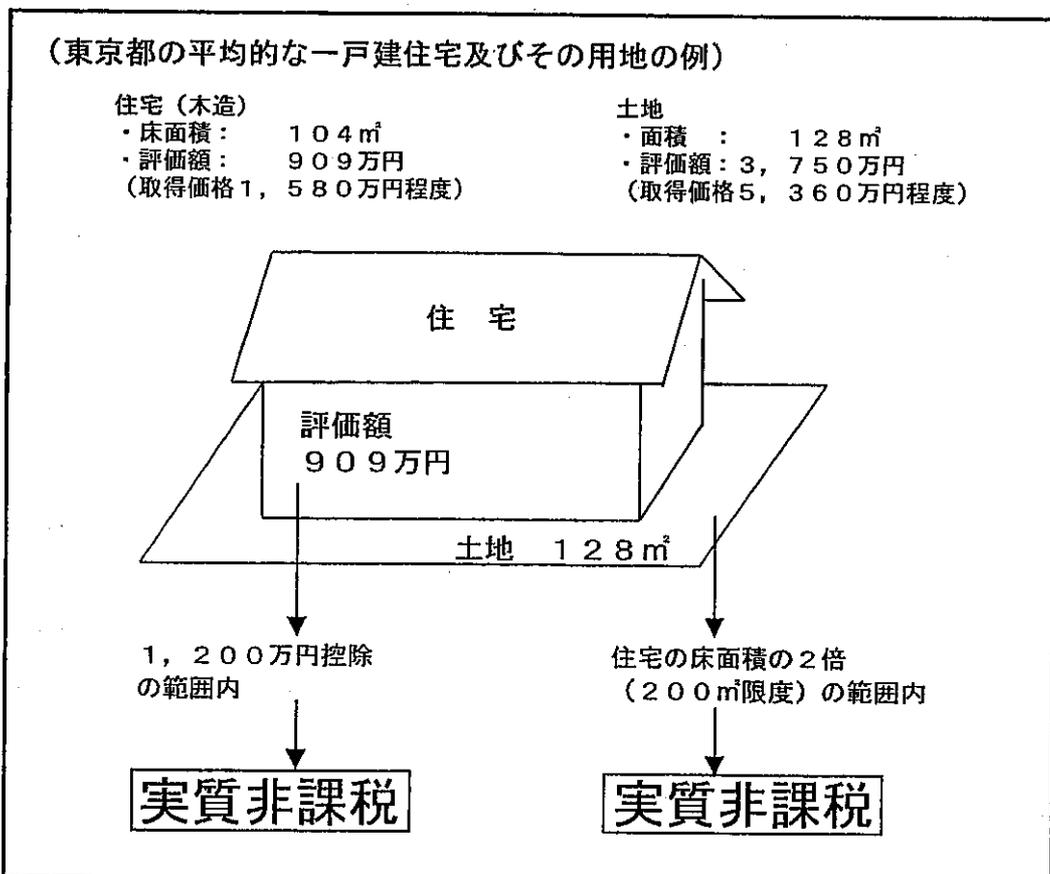
(億円)



\* 平成12年度までは決算額。平成13,14年度は地財計画における収入見込額である。

(年度)

・都市部の平均的な住宅・住宅用地は、実質的に非課税



※ 上記住宅・住宅用地の特例措置が適用となる住宅の床面積の上限は240㎡である。

## ○ゴルフ場利用税

- ・ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在地方公共団体の貴重な財源
- ・ ゴルフ場周辺の道路整備・環境対策等地方公共団体の各種行政サービスは、主としてゴルフ場利用者が享受

### ○都道府県のゴルフ場に係る主な行政サービス

開発許可関係	開発許可事務
環境衛生関係	食品営業許可事務、食品衛生監視業務、 公衆浴場営業許可・立入検査事務
環境対策関係	環境影響評価事務、農薬被害防止指導事務
防災関係	河川改修、砂防工事
道路整備関係	県道建設、県道維持管理

地方税収入に対するゴルフ場利用税交付金の割合が高い市町村（上位10団体）  
（平成12年度分）（単位：百万円）

区分 団体	ゴルフ場利用 税交付金(A)	地方税収入(B)	(A)/(B)
A	124	428	29
B	388	1,409	28
C	53	196	27
D	73	281	26
E	334	1,420	24
F	63	275	23
G	33	148	22
H	195	885	22
I	112	572	20
J	69	353	19

(注) ①平成12年度「市町村別決算状況調」による。

②平成12年度ゴルフ場利用税収入額は、87,569百万円、市町村交付金額は61,407百万円。

○事業所税

# 事業所税は都市再生に必要不可欠

- ・事業所税は、交通、上下水道、廃棄物、防災・公害対策など都市再生の事業を遂行するための目的税。

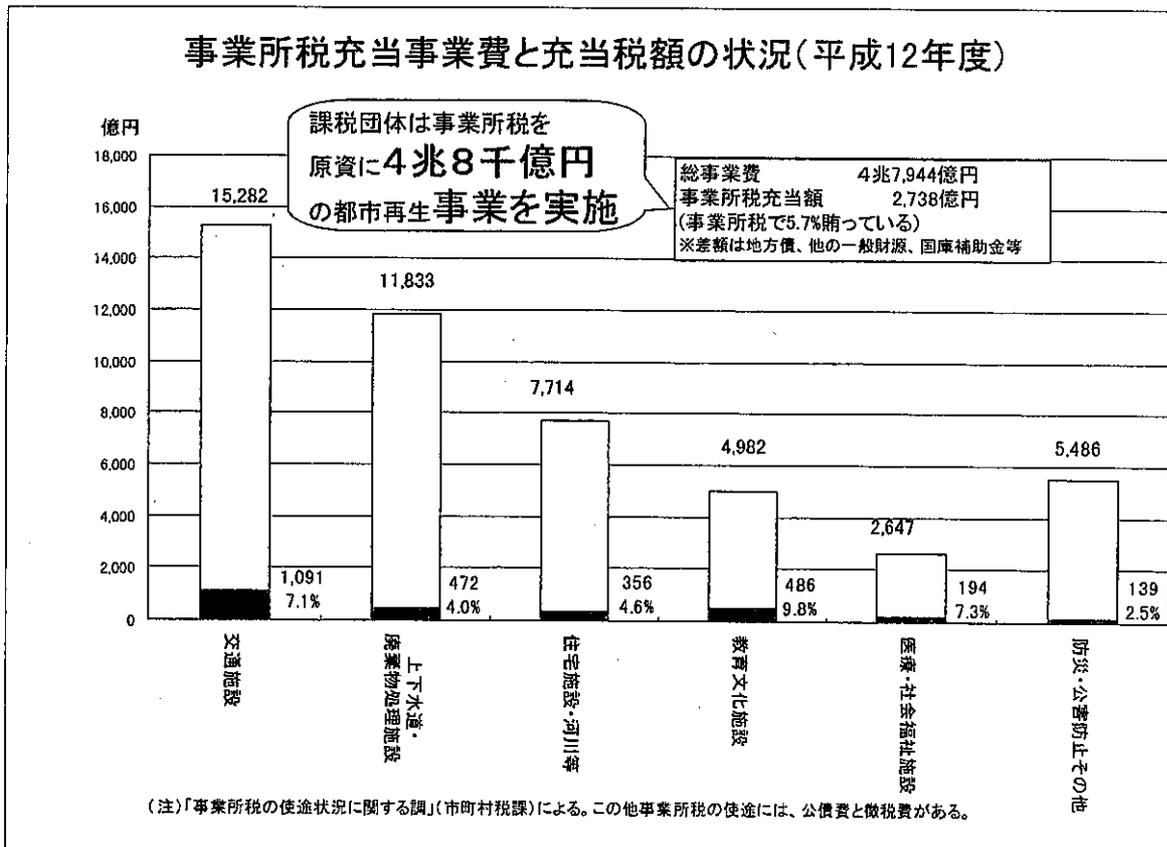
(事業所税は都市再生事業等に充てる貴重な財源)

- ・中小零細事業者の負担に配慮した免税点により、中小企業・ベンチャー企業のほとんどは、課税対象外。

(事業用建築物の約94%が免税点(2,000㎡)により課税対象外)

- ・「新增設に係る事業所税は民間都市開発を抑制するため廃止すべき」との主張もあるが、新增設分(約340億円)の廃止による、都市開発促進へのインパクトは希薄。

(調査によれば、建築工事費と比較した新增設に係る事業所税の割合は2~4%)



## ○ 特別土地保有税

- ・ 特別土地保有税は、未利用地の有効利用を促進する税制。
- ・ 特別土地保有税は、土地の流動化の阻害要因にはならない。

最終的に利用されない土地についてのみ税負担が生じるしくみ。

〈非課税制度〉住宅、工場等の立地促進、中小企業対策等の用地

〈恒久的な建物等の用に供する土地に係る納税義務の免除制度〉・・・昭和53年度改正

〈徴収猶予・納税義務免除制度〉

- ・ 非課税土地として使用しようとする場合
- ・ 宅地供給に資する土地の譲渡等しようとする場合
- ・ 恒久的な建物等の用に供する土地として使用する場合（平成10年度改正）

徴収猶予制度の拡充（平成11年度改正）

- ・ 住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る徴収猶予の特例措置の創設

徴収猶予制度の拡充（平成13年度改正）

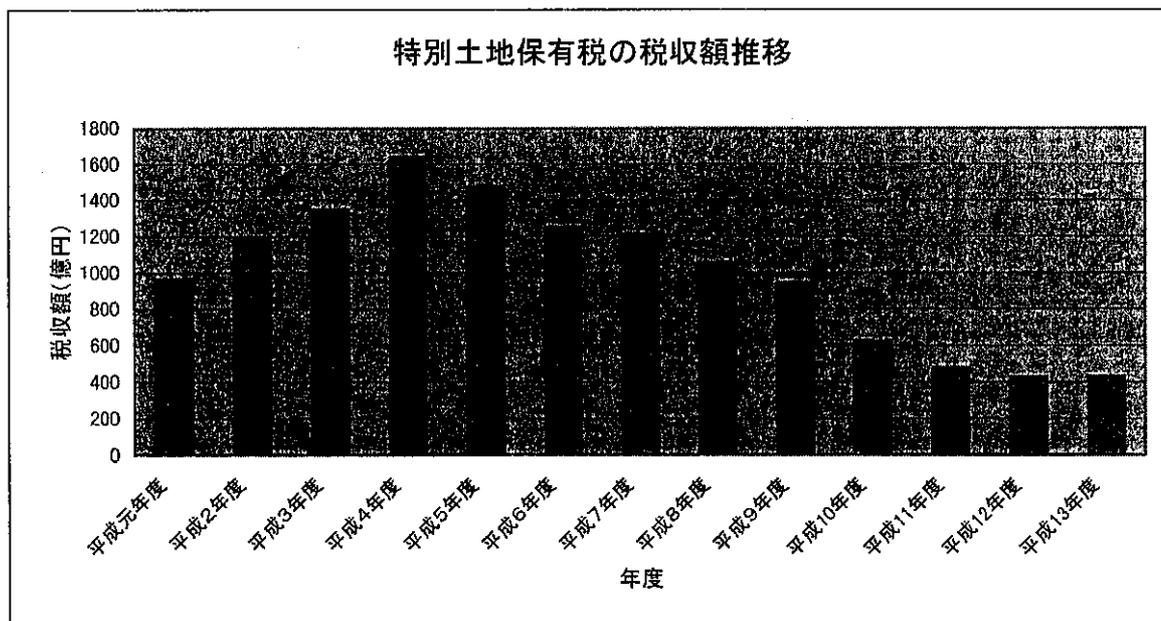
- ・ 住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る徴収猶予の特例措置の拡充・延長
- ・ 土地の有効利用に資する徴収猶予中の事業計画変更に係る徴収猶予の特例措置の創設

徴収猶予制度の拡充（平成14年度改正）

- ・ 土地の譲渡に係る徴収猶予の特例措置の拡充
- ・ 事業計画変更に係る徴収猶予の特例措置の拡充

- ・ 特別土地保有税は、国の政策目的に適合した税制。

土地の有効利用は、現在の土地政策の基本。



(注1)3年度改正－免税点の引下げ措置等(一律1,000㎡)

(注2)10年度改正－3年度の引下げ措置の廃止

(注3)平成12年度までは決算額、平成13年度は地財計画ベース

## 4 道路関係

### (1) 道路の整備状況

(平成12年4月1日現在)

区分	実延長 (km) a	改良済延長 (km) b	改良率 (%) b/a
国 道	53,777	47,976	89.2
都道府県道	128,182	81,014	63.2
市町村道	977,764	501,920	51.3
合 計	1,159,723	630,909	54.4

(注) 1 「道路統計年報2001」による。

2 一般国道、都道府県道の改良済延長は、車道幅員5.5m以上のものである。

### (2) 高規格幹線道路供用延長

(単位：km,%)

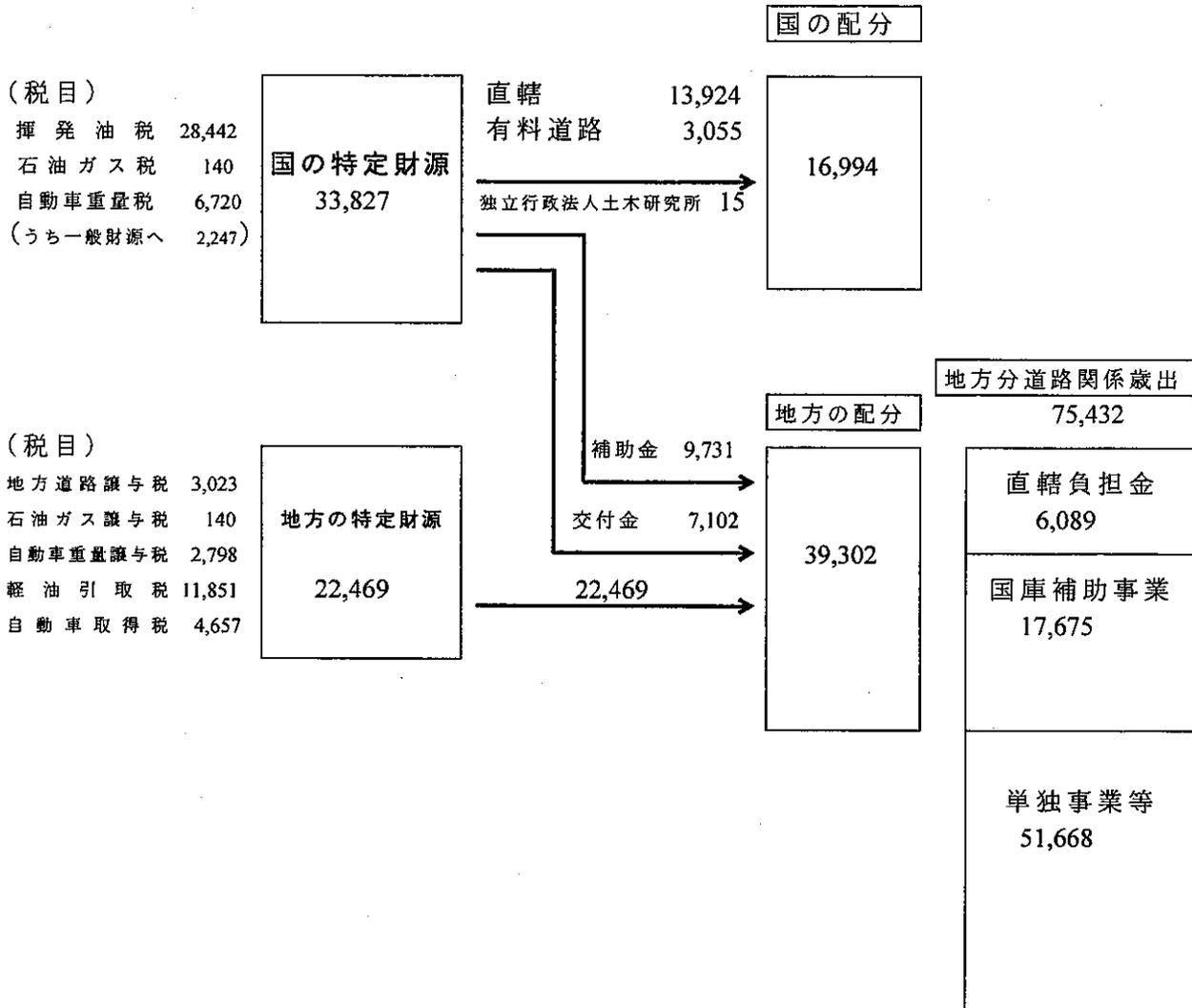
	総延長	基本計画 延長	整備計画 延長	14年度末供用延長	
				(予定)	進捗率
高規格幹線道路	14,000	13,082	11,089	8,357	59.7
( ) 書き				(540)	
高速自動車国道	11,520	10,607	9,342	7,200	62.5
本州四国連絡道路	180	177	177	164	91.1
一般国道	2,300	2,298	1,570	453	19.7

(注) 1 国土交通省資料による。

2 ( ) 書きは、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路で外書きであり、高規格幹線道路の総計には含まれている。

### (3) 道路特定財源の国・地方間の配分

〔平成14年度予算〕  
単位：億円



◎道路特定財源比率は、次のように算出。

$$\text{特財比率} = \frac{\text{地方の特定財源}(22,469)}{\text{地方分道路関係歳出}(75,432) - \text{国庫補助金}(9,731)} \approx 32 \sim 34\%$$

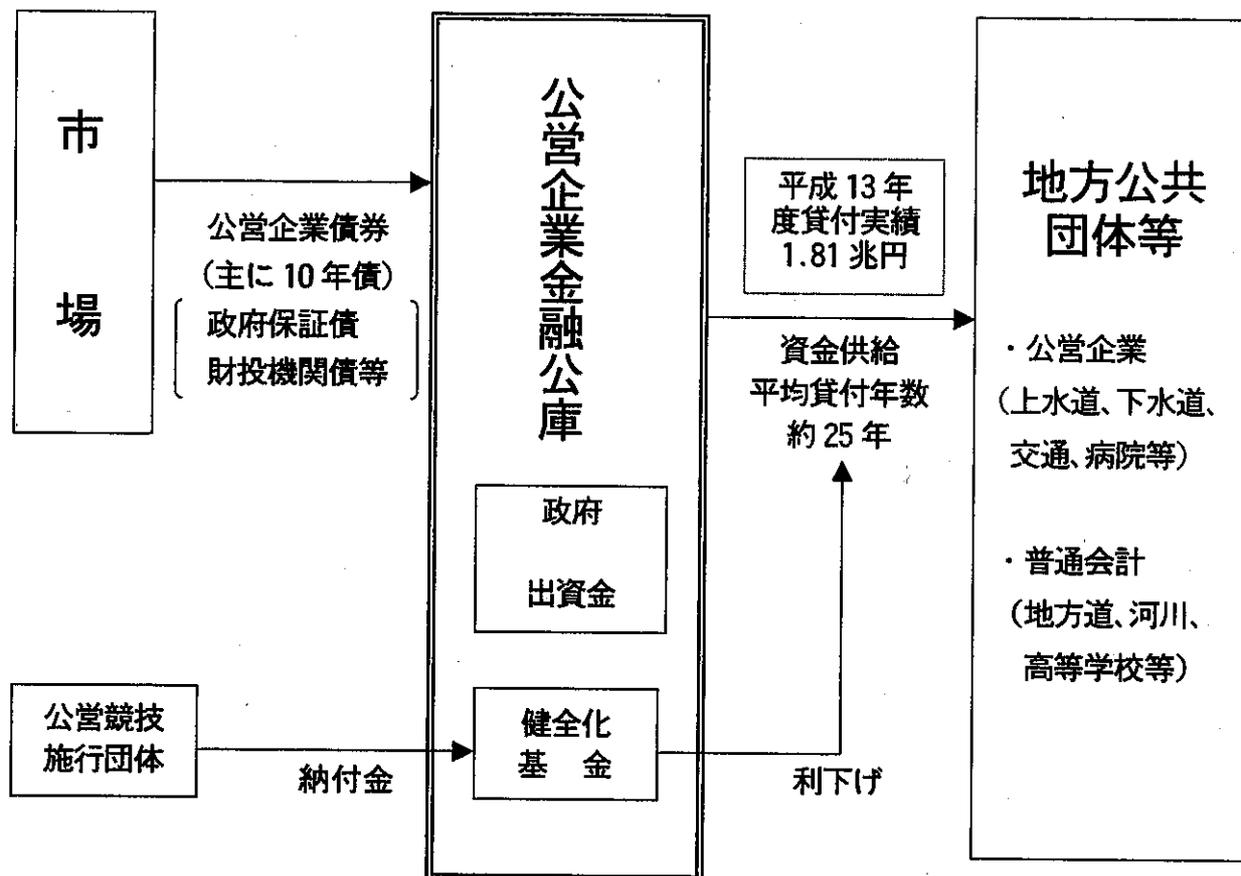
(注) 1 数字は、平成14年度道路関係予算概要(国土交通省)等による。

2 国の道路特別会計には、上記特定財源の他、NTT-A型事業(産業投資特別会計からの繰入れ)898億円がある。

3 地方分の道路関係歳出は、地方財政計画をベースとしている。

## 5 公営企業金融公庫関係

### <公庫業務の仕組み>



	平成13年度貸付額	平成13年度末残高
都道府県	3,007億円	5兆1,794億円
市町村	1兆4,268億円	17兆7,247億円
その他	794億円	1兆1,430億円
合計	1兆8,069億円	24兆 471億円

## 6 医療保険制度の抜本改革、介護保険制度の安定的運営の確保

国民健康保険（市町村）・政府管掌健康保険・組管掌健康保険の比較  
（平成12年度）

	市 町 村 国 保	政 管 健 保	組 合 健 保
加 入 者 数	4, 3 3 7 万人	3, 6 7 6 万人 本人 1, 9 4 5 万人 家族 1, 7 3 1 万人	3, 1 6 8 万人 本人 1, 5 1 8 万人 家族 1, 6 4 9 万人
加入者平均年齢 ※1	5 2 . 1 歳 ( 4 3 . 4 歳)	3 7 . 0 歳 ( 3 4 . 6 歳)	3 4 . 1 歳 ( 3 2 . 8 歳)
老人加入割合 ※2	2 6 . 2 %	5 . 6 %	2 . 8 %
平均標準報酬月額	—	2 9 . 0 万円	3 7 . 0 万円
1世帯当たり年間所得(推計) ※3	1 5 9 万円	2 4 2 万円程度	3 8 3 万円程度
1 世 帯 当 たり 保険料調定額 ※4	1 5 . 7 万円	1 5 . 5 万円 ( 3 1 . 2 万円)	1 6 . 0 万円 ( 3 6 . 6 万円)
国 庫 負 担 ( 医 療 分)	給付費等の50% 保険料軽減分の1/2	給付費の13.0% (老健拠金は16.4%)	定 額 (予算補助)
平成14年度予算	3 兆 2 , 7 3 5 億円	9 , 0 8 7 億円	2 7 9 億円
1人当たり診療費 ※5	1 6 . 4 万円	1 2 . 0 万円	1 0 . 2 万円

※1 ( ) 内は70歳以上の者を除いた場合

※2 65歳以上の寝たきり老人を含む。

※3 国保は旧ただし書き方式による課税標準額であり、政管健保、組管健保は標準報酬をもとに賞与月数、給与所得控除等を見込んで推計したものの。

※4 ( ) 内は事業主負担分を含む。

※5 老人保健対象者を（国保は退職被保険者等も）除いた数値である。

## 市 町 村 国 保 の 財 政 状 況 (一般被保険者分)

(単位：億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 入	55,276	57,710	60,456	62,101	63,424	66,846	70,477
うち保険料(税)	21,941	22,515	23,449	24,659	24,948	25,529	27,494
うち一般会計繰入金	6,266	6,960	7,575	7,631	7,967	8,557	9,033
法定分	3,681	4,043	4,467	4,766	4,907	5,251	5,836
法定外分	2,585	2,916	3,108	2,864	3,060	3,305	3,197
支 出	56,646	58,798	61,609	62,393	64,460	68,050	71,506
うち保険給付費	35,830	37,051	38,223	38,113	39,000	39,878	40,878
うち老健拠出金	16,748	17,734	19,260	19,959	21,050	23,686	21,936
収 支 差	△1,370	△ 1,090 (△2,594)	△ 1,154 (△2,927)	△ 292 (△1,969)	△ 1,035 (△3,011)	△ 1,205 (△3,235)	△ 1,029 (△3,284)

- (注) 1. 収入は、基金繰入金及び繰越金を除き、国庫支出金精算額等を調整したもの。  
 2. 収支差の( )内は、市町村の一般会計からの赤字補填を加味した額である。  
 3. 各々億円未満四捨五入で端数調整はしていない。  
 4. 厚生労働省資料による。

(資料5)

地方税財源充実確保全国大会における主催者代表あいさつ要旨

平成14年11月21日(木)

全国都市会館2階大ホール

代表：土屋 全国知事会会長

地方税財源充実確保全国大会を開催するにあたり、主催者を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、政務極めてご多端の折りにもかかわらず、片山総務大臣をはじめ、ご来賓の先生方にはご臨席を賜り深く感謝申し上げます。また、地方団体の皆様には、全国各地から多数のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現下の地方財政は、景気低迷による大幅な税収減や累次の景気対策に伴い、巨額の財源不足と膨大な借入金残高を抱え、引き続き危機的な状況下にあります。

こうした中、先般、地方分権改革推進会議は、内閣総理大臣に対し、国庫補助負担金の廃止・縮減に関する意見を提出したところでありますが、私ども地方6団体が従前から要望してきた、税源移譲を含む税源配分のあり方の検討を同時に行う視点が入り入れられていないことは、誠に遺憾であります。

特に、負担対象経費の見直しを始め義務教育費国庫負担制度の見直しは、歳出削減不可能な義務的経費に係るものであり、地方財政に与える影響も甚大であるにもかかわらず、どのように地方の自主性が向上するのか、また、税源移譲による財政措置も明確に示されず、地方として到底受け容れることはできないものであります。

現在、国の平成15年度予算編成が始まろうとしておりますが、歳出の削減を目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減のみが、先行して実施され、一方的な地方負担の増加を強いられることは、断じて容認できる

ものではありません。

今後、政府において、いわゆる「三位一体の改革」を行うにあたっては、地方として、税源移譲を含む税財源の充実強化が喫緊の課題であります。このため、地方分権を一層推進し、地方の自主財源を充実するために、地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する方向で、地方税の充実確保を図っていただかなければならないと考えております。

国から地方へ税源の移譲が行われても、税源の偏在が現存することから、地方公共団体間の財政力格差は拡大することが避けられません。また、現在、地方交付税制度見直しの一環として、財源保障機能の見直しが論議されているところでありますが、我が国では、内政の大半を地方団体が実施し、国は法令基準や国庫補助負担金を通じて全国的に一定の行政水準の確保を求める一方、必要な財源を保障する仕組みがとられているところであります。

このようなことから、財源保障機能を果たす地方交付税制度を引き続き堅持するとともに、その所要総額を確保していただくことが不可欠であります。

次に、法人事業税への外形標準課税の導入については、昨年末における与党三党の「税制改正大綱」や、閣議決定された「基本方針2002」で示された方向に沿って、中小法人の税負担に配慮しつつ、全国的な制度として、平成15年度税制改正における導入を何としても実現させる必要があります。

また、固定資産税や不動産取得税等の土地関連税制、及びゴルフ場利用税について、廃止や軽減を求める動きが出ておりますが、これ以上の減収に結びつく現行制度の見直しは、断固認めるわけにはまいりません。

次に、道路特定財源については、道路特定財源の充実を図る視点に立って見直しを検討し、現行税率を堅持する等必要な財源の充実確保を図るとともに、高速自動車国道の整備についても、地方に新たな負担を求

めることなく、国の責任において早期整備を図るよう強く訴えていく必要があります。

また、地方が、社会資本整備を円滑に進める上で、長期・固定・低利の良質な公営公庫資金の供給が不可欠であり、公営企業金融公庫の仕組みを引き続き堅持するよう強く求めていく必要があります。

以上、当面する課題について申し上げましたが、地方を取り巻く諸課題の解決に当たっては、地方六団体の一丸となった取組み、行動が不可欠であり、今大会の成功と目的達成のため、私も先頭に立って皆様とともに頑張っまいますので、よろしくお願い申し上げます。

片山総務大臣をはじめ、国会の諸先生方、関係者の皆様におかれましては平素から地方行財政に関し多大なるご尽力を賜り、心よりお礼申し上げます。引き続き、なお一層のご理解とご支援を賜りますとともに、今大会の趣旨をお汲み取りいただきまして特段のご高配を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。